



～マイナンバー制度がはじまります～



マイナンバーとは？

マイナンバーとは、国民一人ひとりが持つ12桁の個人番号のことです。マイナンバー制度は、多くの行政機関などがそれぞれで管理している個人情報と同一人の情報であることをマイナンバーによって確認するなど、社会保障、税、災害対策などの分野で活用するものであり、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されます。



情報化推進室 川崎

《今後のスケジュール》

平成27年10月

マイナンバーの通知カード(右)を簡易書留で世帯主あてに郵送します。この番号は一生使うものですので、大切に保管し、むやみに他人に教えないようにしましょう。



マイナンバーの通知カードと一緒に、ICチップ付きの個人番号カードの交付申請書と返信用封筒を同封します。その申請書にご本人の顔写真を貼付して郵送などで申請すると、個人番号カードの交付を受けることができます。個人番号カードの取得は任意で、手数料は無料です。

※個人番号カードは、身分証明書としての利用および住民基本台帳カードと同様に、ICカードリーダーライターで内蔵されているICチップを読み込ませるとe-Tax(国税電子申告・納税システム)などを行うこともできます

平成28年1月

個人番号カードを申請した人には、カードの交付通知書が送付されますので、通知カードと免許証などの本人確認ができるものをご持参いただき、市役所窓口で交付を受けてください。

平成28年1月以降、マイナンバーの運用が始まります。

マイナンバーによる 3つのメリット！

国民の利便性の向上

各種申請時に必要な証明書などの書類の添付を省略できるようになります。

行政の効率化

複数機関の間で連携が可能となるため、手続きがスムーズになります。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、不正受給などを防止できます。

～マイナンバー制度に関するお問い合わせ先～

コールセンター 0570-20-0178(全国共通ナビダイヤル)

平日 午前9時30分～午後5時30分(土日祝日・年末年始を除く)

※ナビダイヤルは通話料がかかります



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

●問い合わせ 政策推進課情報化推進室 ☎53-2111(内線535)